

安全処理（計画）書

残液危険物
処理方法

①

残留引火性
蒸気処理方法

②

他用途への
転用の有無

③

その他必要と
認める事項

④

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【危険物（製造所・貯蔵所・取扱所）廃止届出書に添付する安全処理（計画）書記載要領】

参考通知：「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指導について」（H3. 7. 11 消防危第78号通知）

「危険物施設の廃止に伴う作業等の安全対策について」（H11. 11. 8 消防危第103号通知）

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」（H17. 1. 14 消防危第14号通知）

①「残液危険物処理方法」の欄は、次の例により記入する。

反応槽を持つ製造所を廃止する場合

（例）反応槽及び配管はすべて危険物を抜き取り、洗浄し、窒素置換した後にすべて撤去する。

移動タンク貯蔵所の廃止の場合

（例）バキューム車にて吸い上げた後、タンク内蒸気洗浄後、中和処理する。

②「残留引火性蒸気処理方法」の欄は、次の例により記入する。

反応槽を持つ製造所を廃止する場合

（例）反応槽及び配管はすべて危険物を抜き取り、洗浄し、窒素置換した後にすべて撤去する。

移動タンク貯蔵所の廃止の場合

（例）バキューム車にて吸い上げた後、タンク内蒸気洗浄後、中和処理する。

③「他用途への転用の有無」の欄は、次の例により記入する。

（例）非危険物タンクへ転用

（例）スクラップ処理し、転用なし

④「その他必要と認める事項」の欄は、次の例により記入する。

完成検査済証を紛失した場合の追記

（例）完成検査済証は紛失しており、発見しだい、提出します。